

別添 1

農林水産省庁舎内共用スペース作品展示実施要領

第1 趣旨

花きの魅力を広く知っていただくために、フラワーアレンジメント教室等（以下「教室等」という。）の協力を得て、正面玄関に、協力の得られた教室等のフラワーアレンジメント作品等を展示するものとする。

第2 設置場所

設置場所は、大臣官房予算課用度班（以下「用度班」という。）が指定する。

第3 協力要請

農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（以下「花き室」という。）は、1年に1回程度、教室等に対し、協力要請を行う。

第4 実施計画

花き室は、1年に1回程度、設置場所と協力の得られた教室等の意向を踏まえ、作品提供者、提供期間等を内容とした実施計画案を作成し、用度班及び協力の得られた教室等との協議を経て決定する。

第5 作品の提供等

- 1 用度班は、設置場所に展示台を用意する。その際、鉢花その他の設置物に留意する。
- 2 実施計画に基づく作品の提供者は、提供期間の初めの日に展示を行い、終わりの日に撤去する。花器及び花材その他費用の一切は提供者負担とする。
- 3 作品は、生花を主体としたものとし、そのジャンルは問わない。ただし、展示台に置くことができるものに限る。
- 4 花き室は、提供期間の初めの日に展示に立ち会い、教室名、提供者名、作品テーマ、花材名等を記した説明書を設置するとともに、終わりの日に撤去に立ち会い、説明書を外す。
教室・商品等の宣伝・広報となるチラシ等については、置くことができない。
- 5 作品提供者の事情により、実施計画どおりに作品を提供できないこととなった場合には、あらかじめ花き室に連絡するものとする。その連絡を受けた花き室は、可能であれば他の教室等に作品の提供が可能かどうか照会する。
- 6 花き室は、1日に1回程度の頻度で展示状況を確認するものとし、鑑賞価値がなくなった場合及び破損が生じた場合には、作品提供者に連絡するものとする。連絡を受けた作品提供者は、提供期間の途中であっても作品を撤去する。花器に破損があった場合であっても、原則として補償は行わない。
- 7 花き室は、作品を農林水産省ホームページやSNSでの情報発信に努める。